

河合町と株式会社南都銀行の包括連携協力に関する協定書

河合町（以下「甲」という。）と株式会社南都銀行（以下「乙」という。）は、まち・ひと・しごと創生法第2条の基本理念の本旨に則り、「まち・ひと・しごと」の各分野において、各々の持ち得る資源を有効に活用し、綿密な相互連携と協力のもと、地域活力の増進、地域経済の発展および住民サービスの向上を図るため、次のとおり地方創生にかかる包括連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 甲および乙は、それぞれが保有する知的・人的資源等を有効に活用し、相互に連携・協力することにより、産業振興と地域活性化に貢献することとする。

（連携事業）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める連携事業について連携するものとする。

- (1) 公有不動産の利活用に資する事業
- (2) 移住・定住促進に資する事業
- (3) 魅力あるまちづくりに資する事業
- (4) その他、地方創生の推進に資する事業

2 前項の各事業に関する具体的な活動内容については、個別に甲乙協議を行ったうえで決定するものとする。

（秘密保持）

第3条 甲および乙は、前条の連携の実施にあたり知り得た秘密情報を、第三者に開示もしくは漏洩し、または第1条に定める目的以外の目的に利用してはならない。

ただし、以下の事項は除くものとする。

- (1) 相手方から開示された時点で、既に公知となっているもの
- (2) 相手方から開示された後、開示を受けた当事者の責によらずに公知となったもの
- (3) 相手方から開示された時点で、既に開示を受けた当事者が保有していたもので、その旨を遅滞なく相手方に通知したもので、その旨を遅滞なく相手方に通知したもので、その旨を遅滞なく相手方に通知したもので
- (4) 法令に基づき、正当な権限を有する公的機関から開示要求されたもの

2 甲および乙は、本協定終了後も前項による秘密保持の義務を負うものとする。

（反社会的勢力）

第4条 甲および乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条1項2号に定める「暴力団」、同6号に定める「暴力団員」、その他「暴力団」又は「暴力団員」に準じる反社会的勢力又は人物と一切の関係を持たないことを確約する。

（協議事項）

第5条 本協定に定めなき事項または本協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙信義誠実をもって協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年2月28日

甲：北葛城郡河合町池部1丁目1番1号

河合町長 清原 和人



乙：奈良市橋本町16番地

株式会社 南都銀行
代表取締役 橋本 隆史

